

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 1 - 外 1 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年12月3日

【会社名】 ビー・ピー・シー・イー・エス・エー
(BPCE S.A.)

【代表者の役職氏名】 ローランド・シャボンネル
(Roland Charbonnel)
資金調達・投資家向け広報部門 取締役
(Director of Group Funding and Investor Relations
Department)

【本店の所在の場所】 フランス国パリ市75013ピエール・マンデス = フランス大通り50
番地
(50 avenue Pierre Mendès-France 75013 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 梅津 立
同 黒田 康之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 永井 亮
同 乙黒 亮祐
同 福島 駿太
同 嶋田 祥大
同 荒井 徹

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【発行登録の対象とした
募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】

ビー・ピー・シー・イー・エス・エー
第5回期限前償還条項付非上位円貨社債(2020)(ソーシャルボンド) 320億円

ビー・ピー・シー・イー・エス・エー
第10回期限前償還条項付非上位円貨社債(2020) 127億円

【発行登録書の内容】

提出日	2019年11月14日
効力発生日	2019年11月22日
有効期限	2021年11月21日
発行登録番号	1 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 8,000億円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番 号	提出年月日	募集金額	減額による 訂正年月日	減額金額
1 - 外 1 - 1	2019年12月 5 日	732億円	該当事項なし	該当事項なし
実 績 合 計 額		732億円	減額総額	0 円

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額)

7,268億円

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし。

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

該当事項なし。

【安定操作に関する事項】

該当事項なし。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

【社債管理者を設置しない場合】

1【社債（短期社債を除く。）の募集】

< 中略 >

(2) 劣後特約が付されていない場合

本「(2) 劣後特約が付されていない場合」には、ビー・ピー・シー・イー・エス・エー（BPCE S.A.）（以下「**発行会社**」という。）が発行する、ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第5回期限前償還条項付非上位円貨社債（2020）（ソーシャルボンド）（以下「**第5回期限前償還条項付非上位円貨社債（ソーシャルボンド）**」という。）およびビー・ピー・シー・イー・エス・エー第10回期限前償還条項付非上位円貨社債（2020）（以下「**第10回期限前償還条項付非上位円貨社債**」という。）について記載されている。一定の記載事項について、それぞれの社債ごとに異なる取扱いがなされる場合、または別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には、「第5回期限前償還条項付非上位円貨社債（ソーシャルボンド）」および「第10回期限前償還条項付非上位円貨社債」の見出しの下にそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、「第5回期限前償還条項付非上位円貨社債（ソーシャルボンド）」および「第10回期限前償還条項付非上位円貨社債」の見出しの下に記載された「本社債」という用語は、それぞれの社債に係る当該用語を指し、いずれかの社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該社債に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらまとめて記載された社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債権者は、かかる社債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

「第5回期限前償還条項付非上位円貨社債（ソーシャルボンド）」

銘 柄	ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第5回期限前償還条項付 非上位円貨社債（2020）（ソーシャルボンド）（注1）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	320億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	320億円

発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率(%)	2020年12月11日(その日を含む。) から2025年12月10日(その日を含む。) までの期間については、年 0.530%。 その後は、ロイターLIBOR01頁(下 記「利息支払の方法 - (2)」に定義 する。)に表示されているロンドン 銀行間市場における日本円の6か月 預金のオファード・レートに年率 0.520%を加えた利率。
利払日	毎年6月10日および12月10日 (注2)	償還期限	2026年12月10日
任意償還日	2025年12月10日およびその後の各変動利払日 (下記「利息支払の方法 - (2)」に定義する。)		
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2020年12月3日	払込期日	2020年12月10日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

< 中略 >

(注2) 2025年12月11日(その日を含む。)から2026年12月10日(その日を含む。)までの期間に関する利払日が東京営業日(下記「利息支払の方法 - (2)」に定義する。)でない場合には、利息の当該支払期日を翌東京営業日に繰下げるものとする(これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合かかる支払期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。)。詳細については、下記「利息支払の方法 - (2)」を参照のこと。

「第10回期限前償還条項付非上位円貨社債」

銘 柄	ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第10回期限前償還条項付 非上位円貨社債(2020)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	127億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	127億円
発行価格	各社債の金額100円につき 100円	利率(%)	2020年12月11日(その日を含む。)から2029年12月10日(その日を含む。)までの期間については、年0.700%。 その後は、ロイターLIBOR01頁(下記「利息支払の方法-(2)」に定義する。)に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の6か月預金のオファード・レートに年率0.628%を加えた利率。
利払日	毎年6月10日および12月10日 (注2)	償還期限	2030年12月10日
任意償還日	2029年12月10日およびその後の各変動利払日 (下記「利息支払の方法-(2)」に定義する。)		
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2020年12月3日	払込期日	2020年12月10日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

< 中略 >

(注2) 2029年12月11日(その日を含む。)から2030年12月10日(その日を含む。)までの期間に関する利払日が東京営業日(下記「利息支払の方法-(2)」に定義する。)でない場合には、利息の当該支払期日を翌東京営業日に繰下げるものとする(これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合かかる支払期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。)。詳細については、下記「利息支払の方法-(2)」を参照のこと。

< 中略 >

引受人

「第5回期限前償還条項付非上位円貨社債（ソーシャルボンド）」

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 7番3号	共同主幹事 会社が連帯 して本社債 の発行総額 を引受ける ので、個々 の共同主幹 事会社の引 受金額はな い。	本社債の発行総額 は、発行会社と共同 主幹事会社との間で 2020年12月3日に調 印された元引受契約 に従い、共同主幹事 会社により連帯して 買取引受けされ、一 般に募集される。共 同主幹事会社に対し て支払われる本社債 の幹事、引受けおよ び販売に係る手数料 の合計は、本社債の 総額の0.25%に相当 する金額である。
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号		
ナティクス日本証券株式会社	東京都港区六本木一丁目4番5号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
合 計		32,000	

「第10回期限前償還条項付非上位円貨社債」

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 7番3号	共同主幹事 会社が連帯 して本社債 の発行総額 を引受ける ので、個々 の共同主幹 事会社の引 受金額はな い。	本社債の発行総額 は、発行会社と共同 主幹事会社との間で 2020年12月3日に調 印された元引受契約 に従い、共同主幹事 会社により連帯して 買取引受けされ、一 般に募集される。共 同主幹事会社に対し て支払われる本社債 の幹事、引受けおよ び販売に係る手数料 の合計は、本社債の 総額の0.33%に相当 する金額である。
三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号		
ナティクス日本証券株式会社	東京都港区六本木一丁目4番5号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
合 計		12,700	

財務代理人とその職務

< 中略 >

- (1) 本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人・支払代理人兼利率確認事務取扱者（以下「**財務代理人**」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「**社債の要項**」という。）、発行会社と財務代理人との間の2020年12月3日付の財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書（以下「**財務代理契約**」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

< 中略 >

利息支払の方法

「第5回期限前償還条項付非上位円貨社債（ソーシャルボンド）」

- (1) 本社債の固定利息は2020年12月11日（その日を含む。）から2025年12月10日（その日を含む。）までの期間中、本社債の金額に対して年0.530%によりこれを付し（ただし、下記「利息支払の方法 - (3)」の規定に従う。）、毎年6月10日および12月10日の年2回、直前の固定利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）から（初回の固定利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。）から）各固定利払日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。本「利息支払の方法」において定められる2020年12月11日（その日を含む。）から2025年12月10日（その日を含む。）までの期間中の各利払いの日を、以下「**固定利払日**」という。

2020年12月11日（その日を含む。）から2025年12月10日（その日を含む。）までの期間中に6か月以外の期間の利息の金額につき計算する必要があるときは、かかる期間の最初の日（その日を含む。）から最後の日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年を365日とする日割計算による。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

- (2)(a) 本社債の変動利息は2025年12月11日（その日を含む。）から2026年12月10日（その日を含む。）までの期間中、下記「利息支払の方法 - (2) - (b)」または「利息支払の方法 - (2) - (c)」（場合による。）に従い決定される利率によりこれを付し、毎年6月10日および12月10日の2回、各々その日（その日を含む。）までの変動利息期間（以下に定義する。）についての利息を日本円で後払いする。ただし、かかる日のいずれかが東京営業日でない場合には、利息の当該支払期日を翌東京営業日に繰下げるものとし（これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合かかる支払期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。）、利息は、本ただし書により修正された支払期日（その日を含む。）までの変動利息期間について支払われるものとする。いずれかの変動利息期間またはその一部について支払われるべき利息については、当該変動利息期間または当該部分の実日数について、1年360日の日割計算により支払われる。上記の各利払いの日を、以下「**変動利払日**」という。

本書において、

- (i) 「**東京営業日**」とは、銀行が東京において営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日をいう。

- (ii) 「**変動利息期間**」とは、2025年12月11日（その日を含む。）から第1回目の変動利払日（その日を含む。）までの期間およびその後の各変動利払日（その日を含まない。）からその次の変動利払日（その日を含む。）までの期間をいう。
- (b) 本社債には、2025年12月11日（その日を含む。）から2026年12月10日（その日を含む。）までの期間中、下記の規定によりその時々決定される利率（年率）（以下「**適用利率**」という。）により本社債の金額に対して変動利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らないものとする。
- (i) 利率基準日（以下に定義する。）の翌東京営業日（以下「**利率決定日**」という。）の午前10時（東京時間）までに、発行会社は、当該変動利息期間に関して、その変動利息期間の初日から2ロンドン営業日（以下に定義する。）前の日（最初の変動利息期間については、2025年12月9日）（それぞれの日を、以下「**利率基準日**」という。）の午前11時（ロンドン時間）現在のロイターLIBOR01頁に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の6か月預金のオフワード・レートを確認する。当該変動利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オフワード・レートに年率0.520%を加算した率とする。

< 中略 >

- (ii) いずれかの利率基準日の午前11時（ロンドン時間）に、上記オフワード・レートがロイターLIBOR01頁に表示されない場合、または当該頁が利用不能である場合には、発行会社は、利率決定日に、各利率照会銀行（以下に定義する。）の東京の主たる店舗（もしあれば）に対し、それらのロンドンの主たる店舗が当該利率基準日の午前11時（ロンドン時間）頃にロンドン銀行間市場において主要銀行に対し提示した当該利率基準日の2ロンドン営業日後に始まる日本円の6か月預金のオフワード・レート（年率で表示する。）を発行会社に提示するよう要請する。この場合、
- (x) 当該利率決定日に6行以上の利率照会銀行が当該オフワード・レートを発行会社に提示した場合には、当該変動利息期間の適用利率は、発行会社が確認した当該オフワード・レート（そのうち2つの最低値と2つの最高値を除く。）の算術平均値（必要な場合は、小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。）に年率0.520%を加算した率とする。
- (y) 当該利率決定日に2行以上5行以下の利率照会銀行が当該オフワード・レートを発行会社に提示した場合には、当該変動利息期間の適用利率は、これを提示した利率照会銀行の当該オフワード・レートの算術平均値（必要な場合は、小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。）に年率0.520%を加算した率とする。
- (z) 当該利率決定日に、発行会社に対し、利率照会銀行のうち1行のみが当該オフワード・レートを提示した場合、またはいずれの利率照会銀行もオフワード・レートを提示しなかった場合には、発行会社は、当該利率基準日に先立つ直近のロンドン営業日（当該日にロイターLIBOR01頁にロンドン銀行間市場における日本円の6か月預金のオフワード・レートが表示されない場合、または当該日にロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には、当該表示がなされた直前のロンドン営業日）の午前11時（ロンドン時間）現在のロイターLIBOR01頁に表示されたロンドン銀行間市場における日本円の6か月預金のオフワード・レートを確認する。当該変動利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オフワード・レートに年率0.520%を加算した率とする。ただし、当該ロンドン営業日とその直前の利率基準日（もしあれば）以前である場合には、適用利率は直前の変動利息期間に有効であった適用利率とする。

< 中略 >

- (3) 下記「摘要 - 1 法定の減額または転換」に定める転換または消却に服することを条件に、本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、その時点で未償還の本社債の金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、(i)2020年12月11日（その日を含む。）から2025年12月10日（その日を含む。）までの期間については1年を365日とする日割計算により、上記「利息支払の方法 - (1)」に定める利率により、(ii)2025年12月11日（その日を含む。）から2026年12月10日（その日を含む。）までの期間については1年を360日とする日割計算により、変動利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして上記「利息支払の方法 - (2)」を準用して決定される利率により、経過利息が日本円により支払われる。ただし、その期間は、支払代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「**機構加入者**」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - 4 支払い - (八)」に従って最後の公告を行った日から14暦日を超えない。発行会社は、財務代理人に対し、上記により決定された各利率を上記「利息支払の方法 - (2) - (e)」の規定に従って書面で通知する。かかる通知を受けた財務代理人は、関連する支払期日後5東京営業日以内に、かかる利率をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。かかる利率に関する公告は、これを行うことを要しない。

「第10回期限前償還条項付非上位円貨社債」

- (1) 本社債の固定利息は2020年12月11日（その日を含む。）から2029年12月10日（その日を含む。）までの期間中、本社債の金額に対して年0.700%によりこれを付し（ただし、下記「利息支払の方法 - (3)」の規定に従う。）、毎年6月10日および12月10日の年2回、直前の固定利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）から（初回の固定利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。）から）各固定利払日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。本「利息支払の方法」において定められる2020年12月11日（その日を含む。）から2029年12月10日（その日を含む。）までの期間中の各利払いの日を、以下「**固定利払日**」という。

2020年12月11日（その日を含む。）から2029年12月10日（その日を含む。）までの期間中に6か月以外の期間の利息の金額につき計算する必要があるときは、かかる期間の最初の日（その日を含む。）から最後の日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年を365日とする日割計算による。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

- (2)(a) 本社債の変動利息は2029年12月11日（その日を含む。）から2030年12月10日（その日を含む。）までの期間中、下記「利息支払の方法 - (2) - (b)」または「利息支払の方法 - (2) - (c)」（場合による。）に従い決定される利率によりこれを付し、毎年6月10日および12月10日の2回、各々その日（その日を含む。）までの変動利息期間（以下に定義する。）についての利息を日本円で後払いする。ただし、かかる日のいずれかが東京営業日でない場合には、利息の当該支払期日を翌東京営業日に繰下げるものとし（これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合かかる支払期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。）、利息は、本ただし書により修正された支払期日（その日を含む。）までの変動利息期間について支払われるものとする。いずれかの変動利息期間またはその一部について支払われるべき利息については、当該変動利息期間または当該部分の実日数について、1年360日の日割計算により支払われる。上記の各利払いの日を、以下「**変動利払日**」という。

本書において、

- (i) 「東京営業日」とは、銀行が東京において営業（外国為替および外貨預金取引を含む。）を行っている日をいう。
- (ii) 「変動利息期間」とは、2029年12月11日（その日を含む。）から第1回目の変動利払日（その日を含む。）までの期間およびその後の各変動利払日（その日を含まない。）からその次の変動利払日（その日を含む。）までの期間をいう。
- (b) 本社債には、2029年12月11日（その日を含む。）から2030年12月10日（その日を含む。）までの期間中、下記の規定によりその時々決定される利率（年率）（以下「適用利率」という。）により本社債の金額に対して変動利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らないものとする。
- (i) 利率基準日（以下に定義する。）の翌東京営業日（以下「利率決定日」という。）の午前10時（東京時間）までに、発行会社は、当該変動利息期間に関して、その変動利息期間の初日から2ロンドン営業日（以下に定義する。）前の日（最初の変動利息期間については、2029年12月7日）（それぞれの日を、以下「利率基準日」という。）の午前11時（ロンドン時間）現在のロイターLIBOR01頁に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の6か月預金のオフワード・レートを確認する。当該変動利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オフワード・レートに年率0.628%を加算した率とする。

< 中略 >

- (ii) いずれかの利率基準日の午前11時（ロンドン時間）に、上記オフワード・レートがロイターLIBOR01頁に表示されない場合、または当該頁が利用不能である場合には、発行会社は、利率決定日に、各利率照会銀行（以下に定義する。）の東京の主たる店舗（もしあれば）に対し、それらのロンドンの主たる店舗が当該利率基準日の午前11時（ロンドン時間）頃にロンドン銀行間市場において主要銀行に対し提示した当該利率基準日の2ロンドン営業日後に始まる日本円の6か月預金のオフワード・レート（年率で表示する。）を発行会社に提示するよう要請する。この場合、
- (x) 当該利率決定日に6行以上の利率照会銀行が当該オフワード・レートを発行会社に提示した場合には、当該変動利息期間の適用利率は、発行会社が確認した当該オフワード・レート（そのうち2つの最低値と2つの最高値を除く。）の算術平均値（必要な場合は、小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。）に年率0.628%を加算した率とする。
- (y) 当該利率決定日に2行以上5行以下の利率照会銀行が当該オフワード・レートを発行会社に提示した場合には、当該変動利息期間の適用利率は、これを提示した利率照会銀行の当該オフワード・レートの算術平均値（必要な場合は、小数第6位を四捨五入して小数第5位まで求める。）に年率0.628%を加算した率とする。
- (z) 当該利率決定日に、発行会社に対し、利率照会銀行のうち1行のみが当該オフワード・レートを提示した場合、またはいずれの利率照会銀行もオフワード・レートを提示しなかった場合には、発行会社は、当該利率基準日に先立つ直近のロンドン営業日（当該日にロイターLIBOR01頁にロンドン銀行間市場における日本円の6か月預金のオフワード・レートが表示されない場合、または当該日にロイターLIBOR01頁が利用不能である場合には、当該表示がなされた直前のロンドン営業日）の午前11時（ロンドン時間）現在のロイターLIBOR01頁に表示されたロンドン銀行間市場における日本円の6か月預金のオフワード・レートを確認する。当該変動利息期間の適用利率は、発行会社が確認した上記オフワード・レートに年率0.628%を加算した率とする。ただし、当該ロンドン営業日とその直前の利率基準日（もしあれば）以前である場合には、適用利率は直前の変動利息期間に有効であった適用利率とする。

< 中略 >

- (3) 下記「摘要 - 1 法定の減額または転換」に定める転換または消却に服することを条件に、本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、その時点で未償還の本社債の金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、(i)2020年12月11日（その日を含む。）から2029年12月10日（その日を含む。）までの期間については1年を365日とする日割計算により、上記「利息支払の方法 - (1)」に定める利率により、(ii)2029年12月11日（その日を含む。）から2030年12月10日（その日を含む。）までの期間については1年を360日とする日割計算により、変動利払日が当該償還期日後も継続して到来するものとみなして上記「利息支払の方法 - (2)」を準用して決定される利率により、経過利息が日本円により支払われる。ただし、その期間は、支払代理人が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「**機構加入者**」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - 4 支払い - (八)」に従って最後の公告を行った日から14暦日を超えない。発行会社は、財務代理人に対し、上記により決定された各利率を上記「利息支払の方法 - (2) - (e)」の規定に従って書面で通知する。かかる通知を受けた財務代理人は、関連する支払期日後5東京営業日以内に、かかる利率をその本店において、通常の営業時間に本社債権者に対し閲覧に供する。かかる利率に関する公告は、これを行うことを要しない。

償還の方法

「第5回期限前償還条項付非上位円貨社債（ソーシャルボンド）」

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2026年12月10日に本社債の金額の100%で償還される。ただし、この日が東京営業日でない場合には、本社債の償還期日を翌東京営業日に繰下げるものとする（これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合かかる償還期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。）。

< 中略 >

(4) 発行会社による任意償還

発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に30暦日以内15暦日以上の上記の公告（当該公告は取り消すことができない。）をすることにより未償還の本社債の全部（一部は不可）を任意償還日（以下に定義する。）における本社債の金額の100%に経過利息（もしあれば）を付して償還することができる。この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可（必要に応じて）があることを条件とする。

本書において、

「**任意償還日**」とは、2025年12月10日およびその後の各変動利払日をいう。

< 中略 >

「第10回期限前償還条項付非上位円貨社債」

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2030年12月10日に本社債の金額の100%で償還される。ただし、この日が東京営業日でない場合には、本社債の償還期日を翌東京営業日に繰下げるものとする（これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合かかる償還期日は直前の東京営業日に繰上げられるものとする。）。

< 中略 >

(4) 発行会社による任意償還

発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に30暦日以内15暦日以上の前公告（当該公告は取り消すことができない。）をすることにより未償還の本社債の全部（一部は不可）を任意償還日（以下に定義する。）における本社債の金額の100%に経過利息（もしあれば）を付して償還することができる。この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の許可（必要に応じて）があることを条件とする。

本書において、

「任意償還日」とは、2029年12月10日およびその後の各変動利払日をいう。

< 中略 >

摘 要

< 中略 >

2 信用格付

(イ) 信用格付業者から付与された信用格付

本書提出日（2020年12月3日）現在、本社債は、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）である株式会社格付投資情報センター（登録番号：金融庁長官（格付）第6号）（以下「R&I」という。）からAの格付を付与されている。

< 中略 >

4 支払い

「第5回期限前償還条項付非上位円貨社債（ソーシャルボンド）」

< 中略 >

(ロ) 2020年12月11日（その日を含む。）から2025年12月10日（その日を含む。）までの期間において、本社債の元本または利息の支払期日が東京営業日ではない場合、本社債権者はその翌東京営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息その他の追加支払いを受ける権利を有しない。

< 中略 >

「第10回期限前償還条項付非上位円貨社債」

< 中略 >

(ロ) 2020年12月11日（その日を含む。）から2029年12月10日（その日を含む。）までの期間において、本社債の元本または利息の支払期日が東京営業日ではない場合、本社債権者はその翌東京営業日まで当該

支払期日に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息その他の追加支払いを受ける権利を有しない。

< 中略 >

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

「第5回期限前償還条項付非上位円貨社債（ソーシャルボンド）」

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
320億円	8,000万円	319億2,000万円

「第10回期限前償還条項付非上位円貨社債」

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
127億円	4,191万円	126億5,809万円

< 中略 >

募集又は売出しに関する特別記載事項

2020年12月1日付訂正発行登録書に記載のとおり。

第2【売出要項】

該当事項なし。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書類の表紙に発行会社の名称、本社債の名称および以下の記述を記載する。

「本書および本社債に関する2020年12月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では2020年12月3日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては、一部を省略しております。」

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2019年度）（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

2020年6月9日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度（2020年度中）（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

2020年9月30日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当事項なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記2の半期報告書の訂正報告書）を2020年12月1日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（訂正報告書を含む。）（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、2020年12月1日に提出された訂正発行登録書に掲げる事項を除き、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日までの間において重大な変更その他の事由はない。

また、本発行登録追補書類提出日現在、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項について発行会社の判断に変更はなく、2020年12月1日に提出された訂正発行登録書に添付されている「有価証券報告書等の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類」に記載された事項を除き、本発行登録追補書類において、さらに述べる必要のある将来に関する事項は存在しない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。